

氏名(本籍)	矢野千載(広島県)		
学位の種類	博士(学術学)		
学位記番号	博甲第2440号		
学位授与年月日	平成12年3月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	芸術学研究科		
学位論文題目	隷変の展開と書法に関する研究 —中国古代における書体変遷を中心として—		
主査	筑波大学教授		角井博
副査	筑波大学教授	文学博士	相馬隆
副査	筑波大学助教授	博士(芸術学)	岡崎昭夫
副査	筑波大学教授		中村俊也

論文の内容の要旨

中国における漢字書体の変遷は、一般に篆書・隷書・草書・行書・楷書というふうに変化したものと言われ、ごく古い段階では篆書が簡略化されて隷書になったものという考え方が根強く広まっている。しかし、伝存する文字資料に限りがあったため、その変容過程については古来、説示するものが希少であったという状況にある。

ところが今世紀に入り、中国各地において考古遺物が発掘され、国家的に広く報告される『文物』『考古』をはじめ、『考古学報』『中原文物』『文物資料叢刊』等々によって基本的かつ重要な資料を知ることができ、特に近30年来の新しい出土資料の中に戦国時代から前漢初期にかけて書写された肉筆の文字資料を確認できることにより、篆書から隷書への変遷を実証的に解明する条件が整い始めている。

本論文は、如上の経緯を基盤に中国古代における漢字書体の変遷を究明するものであるが、とりわけ「隷変」の展開、すなわち篆書から隷書へと変容する過程を近年の出土資料から渉猟し、具体的には隷変の字例を漢字の部首ごとに収集・整理し、隷変過程に行われた筆画の変容を分析し、さらに造形美の移り変わりを書法的要素を中心に考察し、筆画変容に規則性を見出して体系化を試みたものである。その研究内容は全5章によって構成されており、まず序章において本研究の目的と背景などを述べ、第1章において秦系文字を中心とした戦国文字の脱篆書化について説明し、さらに第2章において前漢初期の古隷の特徴と八分隷への発展の段階を説示している。そして、第3章において隷変の字例と筆画変容の基礎的分類を試み、第4章において隷変における書法的分析と考察を加えて自論を展開している。各章の構成及び論旨は下記の通りである。

序章・本研究の目的と背景：ここでは中国の古代文字について、とりわけ書体の変遷を中心とする従来の研究の弱点を指摘するとともに、近年における大量の新出土資料の出現によるその可能性を鑑み、本研究における目的・背景と意義などを掲げ、自論を展開するにあたっての基盤を明示している。先ず第1節では本研究の目的を述べるとともに、研究対象とする時代の設定及び文物資料の範囲を示し、以後に展開する論述の方向性を概説している。第2節においては『漢書』『説文解字』『四体書勢』など、本研究と関わりのある古文書の記述を渉猟し、戦国時代の文字の状況や隷書の出現、そして従前の研究成果を概観し、第3節において清朝の説文学から現代にいたる古文字学の動向と展開を紹介し、本研究の独自性と位置付けを主張している。

第1章・秦系文字を中心とした戦国文字の脱篆書化について：ここでは戦国時代における篆書の5系統の文字を紹介するとともに、正体と俗体に言及し、大篆の域から隷書化する違例について詳述している。先ず序節にお

いて何琳議氏の提唱する戦国文字の5種（齊系・燕系・晋系・楚系・秦系）の分類法を紹介し、戦国文字の簡略化と隷書化に関して似て非なることを述べたうえで、第1節で秦系文字に見られる隷書化の実相を当時の金文・秦簡に求め、俗体の変遷について考察を試みている。第2節では秦系以外の六国文字の銘文・竹簡から俗体を分析して脱篆書化の特徴を探り、第3節において戦国文字における正体・俗体の区別問題に言及したあと、第4節において楚系文字の秦隷への影響の可能性について考察を加えている。つまり筆者は、秦系及び楚系の篆書系統が秦隷へと発展する可能性の大なることを力説しているようである。

第2章：前漢初期の古隷の特徴と八分隷への発展：ここでは各地において近年出土の帛書・簡牘類を例示し、それら前漢初期の古隷の特徴と八分隷の要素との書法的相違を追求している。すなわち第1節において馬王堆帛書をはじめ張家山・鳳凰山・銀雀山らの簡牘・竹簡を例に挙げて古隷の形体的な特徴と書法史上の位置付けを述べ、第2節において古隷と八分例の書法的相違と変容段階の分期を指摘している。

第3章：隷変の字例と筆画変容の基礎的分類：ここでは隷変研究の先行研究を紹介するとともに自らの研究方法を述べ、様々な字例を抽出・分析し、分類を試みている。延々と続く叙述はいささか冗漫の謗を免れ得ないが、実は本章が筆者の最も腐心した個々の例証である。先ず序節で隷変に関する用語の沿革と呉・趙両氏等の先行研究を紹介し、第1節において漢字の部首を単位とする隷変を分析している。その方法は、『康熙字典』の部首配列に従い、秦隷から八分隷の字例を整理して図表を作成し、各部首の形体の変容を確認するもので、全214部首のうち192部首、合計863文字を列挙し得ている。第2節は上記字列に基づく変容要素を整備し、その分類を試みたもので、(1) 隷変における筆画変容の基本的な変容要素として13種類を提言し、(2) 隷変における筆画変容を75種類に分類している。そして、第3節において隷変における部首中の同化と分化の現象を指摘し、第4節ではさらに隷変における特徴的な変容字例を(1) 横画への統一、(2) 斜画の強調、(3) 特殊な変容字列、の3項に分けて解説している。

第4章：隷変における書法的分析と考察：ここでは前章までに論述してきた隷変過程の個々の事例を書法的な観点から分析し、造形美の変化を論述している。先ず第1節において書法における方・円に着眼し、起筆と線質について考察を加え、つづく第2節において八分体のもっとも特徴的な波勢の出現・定着・作用について分析し、第3節において極端に強調される長脚・破磔・肥瘦の筆画を検証している。そして、第4節において簡牘・帛書・石碑など書写材料と面積の違いによる隷書の筆法と章法について特徴付けをし、最後の第5節において隷変の始まりとなる秦隷から八分隷にいたる造形美の変化を論証して締め括っている。

なお巻末に、①研究対象作品の編年一覧、②主要出土遺例の一覧、③主要遺例の出土地図、④参考文献一覧、を付記している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

近年における様々な輝かしい発掘成果により、漢字における篆書の流れと隷書のそれとは別流であり、むしろ隷書の方が篆書に先んじて存在していたという見方が一部に示されている。それは、四川省青川県出土（前306年）の木簡に隷書に近い文字が随分と混入していたり、甘肅省天水市出土（前250頃）の木簡にも隷書風の文字を見出したからである。また、秦山刻石とほぼ同時代の湖北省雲夢県睡虎地出土の竹簡にもやはり隷書（通行体）の趣のある文字を多く確認できるからである。文字の発生以来、書体の変遷はごく自然に発展してきたのであるが、これを人為的に定めたのが秦篆（小篆）である（前220年頃）。むしろ、秦の始皇帝によって制定された秦山刻石のような小篆体の定型化は国家権力によって改変された文字で、専ら公的なものに使用されたわけであるが、先述の通り、小篆以前に隷書の脈流があったことを肉筆資料によって実証できる可能性が生じたのである。そして前漢にいたり、馬王堆帛書（前164年）や江陵鳳凰山九号墓（前100頃）の竹簡に八分らしい書法や様式化が見られ、隷書の中の通行体・標準体である草隷・古隷・八分・章草などへの書体の変遷、あるいは書風の変化につ

いて、新出土資料により旧来の説を見直す時期が到来しているのである。

本論文は、これまで考察を加えられることの少なかったこの間の変容過程、すなわち「隸変」を主題に、膨大な新出土資料の中から字例を渉獵し、個々の展開を追求するとともに、書風を分析することによって篆書から隸書への書体と書風の変遷を詳細に論述したものである。この分野に関する研究はこれまで、少数の中国人学者による僅かな字例を基に発表されるに留まっていたが、本論における綿密な分類法と字例の多さは群を抜いており、その意味において本研究は新味のある方法論を企図し、多大な作業を重ね、新設を提示したものと認めることができる。著者はこうした中国古代文字の書体と書法形成について長年にわたり関心を抱き、戦国時代から秦漢に及ぶ金石文はもとより新出土の肉筆資料にいたるまで個々の作品を精査し、時代の流れや地域による字体・書風の関連について考察を加えてきたのであるが、その研究作業は実に手間・暇のかかる難事を極めるものであった。このたび、自らの書的美眼を信じて字例を抽出し、それぞれの書風を分析することによって隸変の状況を書法的に体系化し得たわけで、著者の研究目的は概ね達成されたものと思われる。

なお本論文には、書体の変遷を政治・文化など歴史的背景との関わりの中で叙述することが不足していたり、隸変の過程を性急に結論付ける文章表現や、個々の専門用語に説明不足の感を抱かせる箇所が諸処に見受けられる。しかし、本論文を全体的に評価すれば、これまでの先行研究の成果を上回り、自らの手作業によって変容過程を体系化したことでもあり、その内容・構成はともに水準に達しているものと思われる。鋭く精力的に解明した労作として、方法論的にも独自性の高い論文として高く評価することができよう。これからの発掘事業等によって、この種の文字資料はまだまだ出現する可能性は高かろうが、著者の研究がそれら新資料を加えてますます発展するように、これからの一層の精進を期待するものである。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。